

さぬき市から転出される方へ

マイナンバーカードをお持ちの方、またその方を含む世帯の方が、マイナンバーカードを利用して市外へ転出する手続を行った際、新住所地の市区町村で転入手続する際に下記のものが必要です。

継続利用等の手続をしないと、マイナンバーカードは失効し、再発行には手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

転入手続に必要なもの

▷ マイナンバーカードと暗証番号

▷ 届出人の本人確認書類（代理人手続の場合）

	転出されるときの手続	新しい住所地での手続				
コンビニ交付	コンビニ等に設置されているマルチコピー機では、転出届をした時点から「印鑑登録証明書」、「住民票」等は、お取りできません。	コンビニ交付は、取り扱いを行っていない自治体もあります。転入先の自治体でご確認ください。				
通知カード (お持ちの方)	マイナンバーの確認用として保管してください。令和2年5月25日をもって廃止されたため、住所等の記載事項変更はできません。					
マイナンバーカード (個人番号カード)	<p>【市外へ転出の場合】</p> <p>さぬき市に「転出届」を提出してください。(窓口、郵送、マイナポータルから手続できます。)</p> <p>※ マイナンバーカードの署名用電子証明書は、住所の変更により自動的に失効になります。</p> <p>※ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は失効しませんので、引き続き利用できます。</p> <p>【国外へ転出の場合】</p> <p>さぬき市の窓口で、「国外転出届」とマイナンバーカードを提出してください。</p> <p>マイナンバーカードの手続は、以下の2種類に分かれます。※1</p> <p>① 国外転出後もマイナンバーカードを継続利用したい場合は、国外転出者向けマイナンバーカードへの切替え手続をします。</p> <p>② 国外転出後、マイナンバーカードを使う予定がない場合は、マイナンバーカードを返納する手續を行います。マイナンバー確認用として返却しますので、大切に保管してください。</p>	<p>新しい住所に転入した後、転入先の市区町村で下記の手続を行ってください。期限を超えるとカードが失効しますのでご注意ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">予定日から 14日以内</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">窓口で転入届とマイナンバーカードを提示して、手続してください。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">転入日から 90日以内</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">マイナンバーカードの継続利用手続(住所変更)と電子証明書の更新を行います。</td> </tr> </table> <p>① 国外転出者向けマイナンバーカードへ切替えた後は、在外公館等で申請やカードの更新ができます。マイナンバーカードはマイナポータルや年金手続などに利用可能です。</p> <p>② マイナンバーカードを返納した場合は、再度日本に戻った際に再交付申請ができます。帰国後、再交付時にマイナンバーカードの現物をご持参ください。※2</p>	予定日から 14日以内	窓口で転入届とマイナンバーカードを提示して、手続してください。	転入日から 90日以内	マイナンバーカードの継続利用手続(住所変更)と電子証明書の更新を行います。
予定日から 14日以内	窓口で転入届とマイナンバーカードを提示して、手続してください。					
転入日から 90日以内	マイナンバーカードの継続利用手続(住所変更)と電子証明書の更新を行います。					

※1 外国人住民の方は①の国外転出者向けマイナンバーカードに切替えられませんので、②のみの対応となります。

※2 再交付時にマイナンバーカードがない場合は、再発行時に手数料が必要となる場合がありますのでご注意ください。

【転出が取りやめになった場合】

すみやかに、市民課または総合支所にて転出取消しの手続をしてください。

(転出証明書をお持ちの方はご返却ください。)

【転出予定の住所と転入先住所が異なる場合】 そのまま新住所地に提出し、変更事項を申し出のうえ転入の手続をしてください。